

1. 中小企業における「賃金」と「雇用」の状況は？ ～各種調査結果をまとめてみました～

◆中小企業のほうが賃金改善に前向き？⇒ 帝国データバンクが発表した「2014 年度の賃金動向に関する企業の意識調査」の結果によると、賃金改善を見込んでいる企業の割合は 46.4%(前年度比 7.1 ポイント増)で、2006 年の調査開始以降、最高の見通しとなったそうです。賃金改善が「ある(見込みを含む)」と回答した割合は、意外にも大企業よりも中小企業のほうが高く、47.6%でした。改善内容については、「ベースアップ」(34.0%)、「賞与(一時金)」(27.8%)が上位を占めました。こちらも中小企業のほうが割合は高く、「ベースアップ」(35.5%)、「賞与(一時金)」(28.2%)となりました。

◆3社に1社は給与水準アップ⇒ また、日本政策金融公庫総合研究所が行った「全国中小企業動向調査」の結果では、正社員の給与水準(2013 年 12 月時点)を前年同月と比較し、「ほとんど変わらない」と回答した企業の割合が 64.2%で最も多かったのですが、「上昇した」と答えた企業の割合も 34.1%ありました。賞与についても、「ほとんど変わらない」と回答した企業の割合が 56.0%で最も高かったのですが、「増加」と答えた企業も 29.3%ありました。賃金総額(2013 年 12 月時点)の前年同月比は、「増加」と答えた企業の割合が 46.0%、「ほとんど変わらない」が 43.8%でした。



◆約3割の企業で正社員が増加⇒ 次に、従業員数(2013 年 12 月時点)の前年同月比は、正社員では「変わらない」と答えた企業の割合が 51.4%、「増加」と答えた企業の割合は 31.5%でした。正社員が増加した理由を見ると、「将来の人手不足に備えるため」が 47.3%でトップ、「受注・販売が増加したため」(36.3%)、「受注・販売が今後増加する見通しのため」(28.9%)が続きました。一方、正社員が減少した理由については、「退職者・転職者があつたが人員補充できなかったため」が 64.6%でトップ、「受注・販売が減少したため」(17.2%)、「もともと人員が過剰だったため」(9.9%)が続いています。

2. 申告事案の概要—東京労働局の平成 25 年申告事案発表より

労働者からの申告を受け、労働基準監督機関が事業場への臨検等を行い、労働基準関係法令の違反があつた場合には是正等を行う申告事案の昨年度の概要が、先日、東京労働局より発表がありました。発表によると、申告受理件数は 5,051 件で、平成 21 年の 7,463 件をピークに減少傾向にあり、さらに前年比 10.5%減少して過去 10 年で最少となりました。申告事項別の件数(1 名の労働者が複数事項を申告することもあるため申告受理件数と一致しない)をみると、賃金不払が 4,210 件、解雇が 830 件であり、この 2 つで 90%を占めています。その他、労働条件を明示していない、就業規則を周知していない、などといった事項が併せて 566 件あります。

ところで、本事務所だよりでも過去に度々触れた「個別労働紛争」と今回取り上げた「申告事案」との違いですが、「申告事案」は、労働基準法、最低賃金法等の法令違反が認められる場合を指し、「個別労働紛争」は、法令違反が認められなかったものの法律的にトラブルが生じている状態を指します。いわば行政指導(送検)と民事訴訟のようなもので、解雇を例にみると、労働基準法に定められた解雇予告をしていない／解雇予告手当を支払っていないという場合には「申告事案」となりますが、解雇予告をした／解雇予告を支払った＝労基法の手続きを遵守しているものの解雇理由に不当解雇の争いがあるといった場合には「個別労働紛争」になります。なお、東京都の「個別労働紛争」解決制度の利用状況—25 年度は未発表であるため 24 年度—をみると、こちらも減少傾向(平成 22 年度をピーク)ですが 25,942 件あり、内容についても、トップは解雇で 20.9%、次点はいじめ・嫌がらせで 19.5%であることなど、「申告事案」よりも多様・複雑になっているといえます。トラブル防止のためには「法令の知識」はもちろん「法律的な観点からも判断できること」が必要とされて来ているようです。

● 編集後記 ●

ディズニーアニメとしては、初オスカー受賞の映画『アナと雪の女王』。洗練された透明感ある冬の景色や、心に響く曲の数々。愛らしさが全開のキャラクターで老若男女でも楽しめる、夢のあるストーリーでした。日本語吹き替え版で観たのですがアナの神田沙也加もエルサ役の松たか子も違和感なく、映画に溶け込んでいました。「大事なものは何か」が、物語に織り込まれていて、子どもだけでなく大人も楽しめる映画でした。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)